

## 業務方法書について

## 1 根拠条文

(業務方法書)

第 22 条 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

## 2 業務方法書とは

一般的には、法人の具体的な業務の方法の要領を記載した書類。

法人は、業務開始の際に、業務方法書を作成し、市長の認可を受けなければならない。

## 3 評価委員会の意見

市長は、法人が作成した業務方法書を認可する際に、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くことが必要。(法第 22 条第 3 項)

## 4 業務方法書の記載内容

## (1) 法人の業務執行の中立性・公平性の確保のための事項

業務方法書の具体的な記載内容は、法令等では特に示されておらず、どのような事項を規定するかは設立団体の規則に委ねられている。(法第 22 条第 2 項)

業務方法書が、法人の他の規程等と異なるのは、市長の認可及び評価委員会の意見聴取が必要とされている点である。

評価委員会の意見聴取が必要とされた趣旨を踏まえ、業務方法書には法人による業務執行の中立性・公正性を確保するため必要な事項を記載する。

## (2) 定款第 19 条の委任事項

法人の定款において、法人の業務の執行に関する事項は、業務方法書に定めると規定している。(定款第 19 条)

このことを受け、法人における業務の内容について、基本となる事項を業務方法書に定める。

(出典：地方独立行政法人法逐条解説)

5 本市の細則で定める業務方法書の記載内容（予定）

- (1) 地方独立行政法人市立吹田市民病院（以下「法人」という。）の定款に規定する業務に関する事項
- (2) 業務を委託する場合の基準
- (3) 競争入札その他契約に関する基本的な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法人の業務の執行に関して必要な事項

6 業務方法書（案）

資料7のとおり

7 関連規則等（抜粋）

○吹田市地方独立行政法人法施行細則（案）

（業務方法書の記載事項）

第2条 法第22条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地方独立行政法人市立吹田市民病院（以下「法人」という。）の定款に規定する業務に関する事項
- (2) 業務を委託する場合の基準
- (3) 競争入札その他契約に関する基本的な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法人の業務の執行に関し必要な事項

○地方独立行政法人市立吹田市民病院定款

（業務方法書）

第19条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。